福祉公社と市民社会福祉協議会の
事業連携推進委員会
報告書

平成 30 年３月

公益財団法人武蔵野市福祉公社　社会福祉法人武蔵野市民社会福祉協議会

目次

Ⅰ　事業連携推進委員会の設置について 1

Ⅱ　報告にあたって 2

Ⅲ　具体的な検討内容 3

１ 統合効果の実現に向けた具体的な連携方法について 3

(1)　福祉人材の育成と互助による福祉の推進 3

(2)　ボランティア活動の支援 7

(3)　セーフティネット機能の強化 11

(4)　低所得世帯等への包括的支援 13

(5)　権利擁護における地域連携 16

２ 人事交流の具体化について 19

Ⅳ　継続して検討すべき事項 20

１ 委員会 20

２ 給与・処遇 20

(1)　正規職員 20

(2)　嘱託職員 21

３ 人材育成・研修制度 22

Ⅴ　事業連携の進捗管理について 23

資料編 25

１ 設置要綱 26

２ 検討経過 27

Ⅰ　事業連携推進委員会の設置について

市では、平成 24 年５月に「武蔵野市財政援助出資団体在り方検討委員会」を庁内に設置し、財政援助出資団体(以下、「財援団体」という。)の整理・統廃合を含めた在り方の検討を行い、平成 26 年５月に出された「武蔵野市財政援助出資団体在り方検討委員会報告書」（以下「報告書」という。）において、各団体の見直し案が示された。

報告書において、公益財団法人武蔵野市福祉公社（以下「福祉公社」という。）及び社会福祉法人武蔵野市民社会福祉協議会（以下「市民社協」という。）については、「中長期的に統合」とされ、「市民共助による福祉を推進していくため、両団体それぞれの役割の明確化を行ったうえで統合する。」とされた。また、報告書を受け、第五期長期計画・調整計画（平成 28 年度～32 年度）において「福祉公社と市民社協は、自助・共助・公助による“まちぐるみの支え合い”を推進していくため、それぞれの役割の明確化を行ったうえで統合の準備を進める。」とし、市としての考え方を明確にした。

このような状況を受け、平成 27 年７月に「福祉公社と市民社会福祉協議会の組織のあり方検討委員会」を設置し、統合に伴うメリット・デメリット及び統合手法や技術的課題等を検討してきた。

平成 29 年２月に取りまとめられた「福祉公社と市民社会福祉協議会の組織のあり方検討委員会報告書（以下「組織のあり方報告書」という。）では、検討結果として、５つの観点（(1)福祉人材の育成と互助による福祉の推進、(2)ボランティア活動の支援、(3)セーフティネット機能の強化、(4)低所得世帯等への包括的支援、(5)権利擁護における地域連携）において組織の統合により効果が想定できるとした。一方で、統合することにより、福祉公社に対し見込まれている遺贈による多額の寄付が受けられなくなることが判明した。そこで、貴重な財産を遺贈として寄付される方の意思を尊重するため、統合を当面見合わせることと結論付けた。その上で、見出した効果を統合前の時点から発揮できるよう、平成 29 年５月に「福祉公社と市民社会福祉協議会の事業連携推進委員会」を設置し、両団体の連携を進めていくこととした。

連携の推進に当たっては、統合効果を連携により発揮する方法を実践するほか、職位・職種の有無により生じる両団体の職員就業規則等規程の差異の解消、統一及び長期雇用が常態化している嘱託職員についての雇用形態の見直しを中長期的に検討していく。

Ⅱ　報告にあたって

組織のあり方報告書で提案された事業連携推進委員会では、統合効果の具体化と市民共助による福祉の推進の方策として「統合効果の実現に向けた具体的な連携方法」「人事交流の具体化」「就業規則・給与・処遇等の統一」を主たる検討事項として掲げ、議論を行ってきた。本報告において「統合効果の実現に向けた具体的な連携方法」及び「人事交流の具体化」について、議論の取りまとめ結果を報告する。

一方、「就業規則・給与・処遇等の統一」については、福祉公社と市民社協の間で、雇用形態や職種の違いのほか、就業規則や給与規程に差があるため、時間をかけて整備し、中長期的に規程や給料表を統一するべきと判断した。また、平成 31 年４月１日より労働契約法における有期契約の職員を無期契約へ切り替える必要も含めて、性急に結論を出さずに検討を進める必要があることから、継続して検討すべき課題とし、本報告書においては報告対象としていない。

Ⅲ　具体的な検討内容

１ 統合効果の実現に向けた具体的な連携方法について

(1) 福祉人材の育成と互助による福祉の推進

◇基本的な考え方◇

■福祉人材を、福祉専門職だけでなくボランティアも含めた広義なものと考える。
■「ボランティア活動を契機とした福祉人材への移行」を促進する。
■ボランティアから福祉専門職に直ちにつながらずとも、ボランティア活動への継続的な支援により、「まちぐるみの支えあい」の担い手づくりを推進する。
■福祉公社専門職が持つ知識・情報を地域に提供する。地域と密着した市民社協は、要支援者等の日常を把握する地域から、必要とする支援の情報を得る。両団体が特長を活かしながら連携していくことで、互助による福祉を推進していく。
■福祉公社は蓄積してきた介護人材育成のノウハウ、市民社協が実施してきたボランティア紹介事業や「シニア支え合いポイント制度」の実績等を活用し、市が計画する「地域包括ケア推進人材育成センター（仮称）」の運営を担う。

＜現状と課題＞

- 都内の福祉施設を対象に行ったヒアリングでは、新卒者が福祉の仕事を志すようになったきっかけは、祖父母の介護を経験したことや、小中学校時代のボランティア活動が基になっていることが多い。（地域包括ケアを支える人材の在り方と役割～領域や世代を超えた支え合いの実現のために～（東京都社会福祉審議会意見具申）平成 29 年２月 14 日東京都福祉保健局）

- 高齢者総合センター及び北町高齢者センターにおける「武蔵野市シニア支え合いポイント制度」の実績等から見ると、福祉ボランティアの担い手が必ずしも福祉専門職に移行する（Ｂ単独型）わけではなく、福祉の仕事に就こうとする市民とボランティアの担い手は別の括りで存在する（Ａ並列型）と想定される。

Ａ並列型

ボランティアを行う市民と、福祉職を担う市民が別の括りで存在するイメージ。

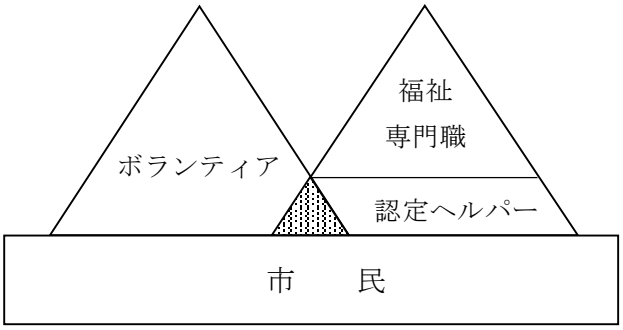

Ｂ単独型

市民がボランティア等を通して福祉専門職となるイメージ。

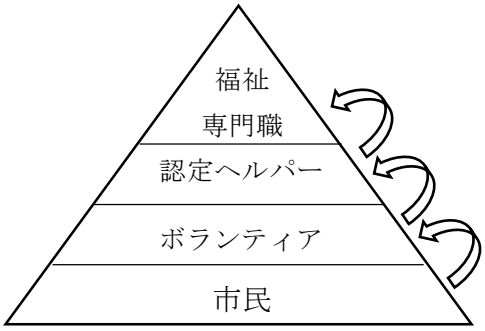

- ボランティア活動に参加する条件は「賛同できる活動の趣旨・内容であること」「空き時間で活動できること」がそれぞれ７割を超えていることから、ボランティア活動を「人生を豊かにするための手段」と捉え、活動を行うことそのものに意義を見出している方が多くいる。そのため、福祉専門職には直ちにつながりづらい。（武蔵野市地域福祉に関するアンケート調査報告書（平成 29 年 3 月）（以下、「地域福祉アンケート報告書」という。）p63）。

問１２－２（問１２で１とお答えになった方にお伺いします）
あなたにとって、参加にあたって重視する条件は何ですか。（○はいくつでも）

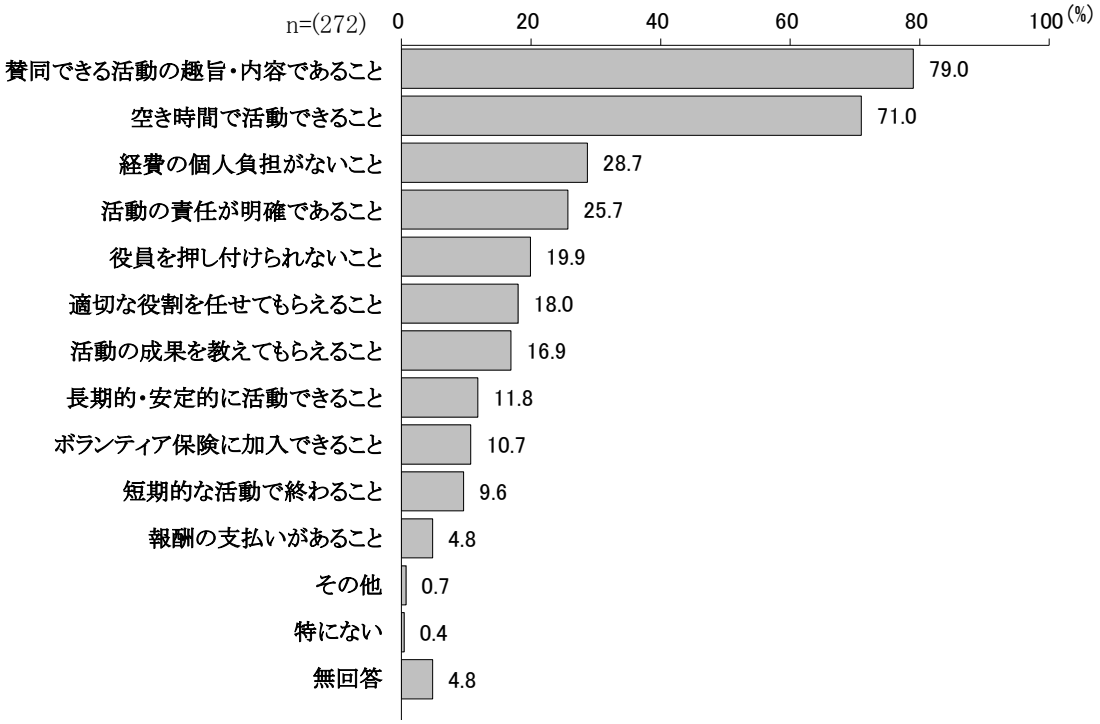

- 福祉人材の裾野を広げるためには、ボランティア活動の場の拡充や、きめ細やかな情報提供が必要である。

　福祉公社と市民社協が相互に事業を把握しあうことによって、「適材」な人材を見つけた際に、ボランティア活動もしくは福祉専門職等の「適所」にスムーズにつなげる効果が期待できる。

- 武蔵野市介護職員・看護職員等実態調査報告書（平成 29 年３月）（ｐ23）によれば、介護・看護職員が「武蔵野市で働き続けるために市に求めること」として最も多い回答は「人材確保のための施策の推進」（58.0％）であり、６割近くが人材不足を認識している。

　また、２番目に多いのは「教育・研修の拡大・充実」（38.5％）で、特に経験年数「１年未満」の 58.5％が求めており、「教育・研修の拡大・充実」はこれからの人材確保・定着に極めて重要な課題となっている。

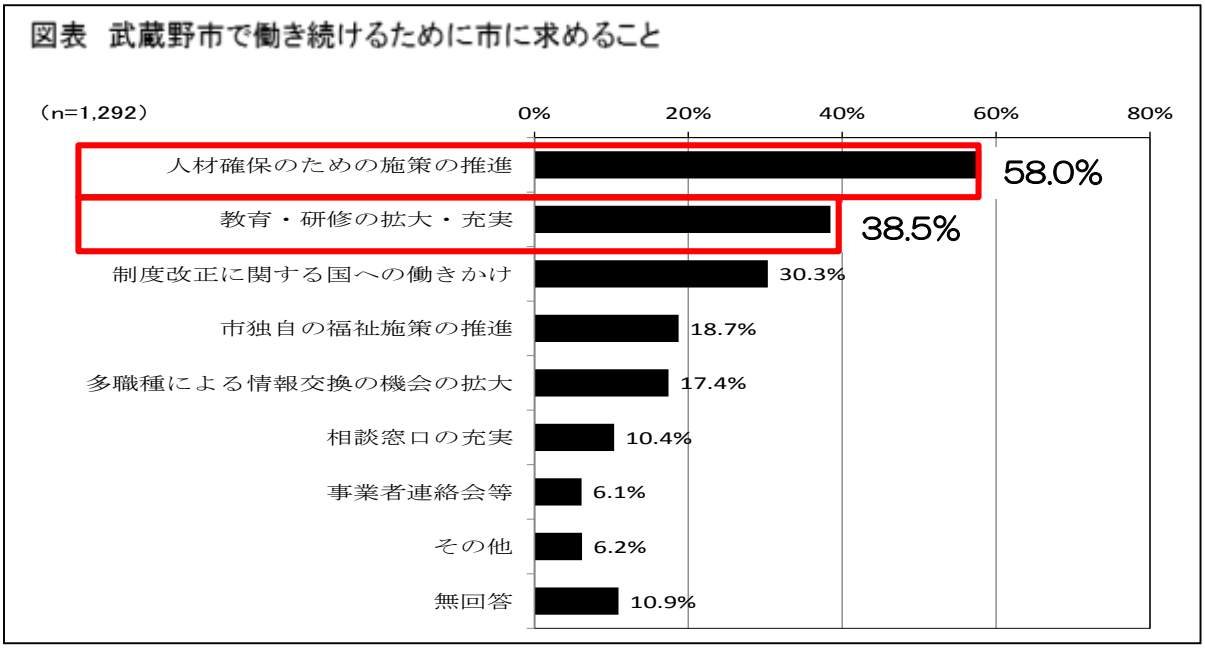

		合計	Q12 介護職員・看護職員が武蔵野市で働き続けるために市に求めること								
			教育・研修の拡大・充実	多職種による情報交換の機会の拡大	事業者連絡会等の充実	相談窓口の充実	人材確保のための施策の推進	市独自の福祉施策の推進	制度改正に関する国への働きかけ	その他	無回答
全体		1,292	497	225	79	134	750	242	392	80	141
		100.0%	38.5%	17.4%	6.1%	10.4%	58.0%	18.7%	30.3%	6.2%	10.9%
Q6 経験年数	1年未満	65	38	12	3	5	28	12	18	2	3
		100.0%	58.5%	18.5%	4.6%	7.7%	43.1%	18.5%	27.7%	3.1%	4.6%
	1年以上3年未満	144	57	16	8	20	90	23	39	11	11
		100.0%	39.6%	11.1%	5.6%	13.9%	62.5%	16.0%	27.1%	7.6%	7.6%
	3年以上5年未満	140	57	16	8	20	90	23	39	11	11
		100.0%	40.7%	11.4%	5.7%	14.3%	64.3%	16.4%	27.9%	7.9%	7.9%
	5年以上10年未満	335	128	61	14	37	191	64	103	27	29
		100.0%	38.2%	18.2%	4.2%	11.0%	57.0%	19.1%	30.7%	8.1%	8.7%
	10年以上	548	205	107	44	52	340	113	187	33	48
		100.0%	37.4%	19.5%	8.0%	9.5%	62.0%	20.6%	34.1%	6.0%	8.8%

- 福祉公社では、福祉人材の裾野を広げるために下記の資格取得研修を実施している。
  福祉公社が実施する市民対象の資格取得研修の実績（研修修了者数）

	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度（予定）
いきいき支え合いヘルパー（武蔵野市認定ヘルパー）		71 名	26 名	10 名
介護職員初任者研修（ケアキャリア）	22 名	24 名	15 名	12 名

◇具体的な連携策◇

連携策	内容	担当部署※	
		福祉公社	市民社協
実習等の相互受入れの充実	福祉専攻学生の実習等の相互受入れをさらに充実する。 【既に実施中】	権利、在支、デイ、北町	ボラセン、地域担当
ボランティア人材等を人材養成研修へ積極的に案内	市民社協が把握するボランティア人材等を福祉公社の養成研修に積極的に案内し、認定ヘルパーや地域福祉権利擁護事業生活支援員の安定的な養成を図る。	権利、ホームヘルプ	ボラセン、広報担当、地域担当
「シニア支え合いポイント」事業（受託）の継続と活動の場の拡充	市民社協が受託しているポイント付与・還元、サポーター養成等に加え、市民社協が把握するボランティア人材等を福祉公社運営施設での活動に積極的に案内する。	デイ、北町	ボラセン
武蔵野市老人クラブ連合会（武老連）の活動紹介	武老連の地域での活動を社会活動センターで紹介し、地域活動を担う人材の裾野の拡大を図る。	社活	武老連担当
合同イベント・啓発活動の企画	（例） 高齢者総合センターの利用者と武老連参加者の交流機会を設け、地域活動の活性化及び相互に参加者の拡大を図る。	社活、デイ	武老連担当、ふれあい福祉学習事業担当
事業と人材の情報共有と相互交流の促進	常設の事業連携推進委員会を定期開催し、両団体の実施する事業と把握する人材の情報共有と相互交流を促進する。 【既に実施中】	総務課	総務担当
宣伝媒体における相互乗り入れの実施	両団体の広報誌やホームページ等、広報手段を共有し、情報発信力強化を図る。	総務課	広報担当
ふれあい福祉学習委員会への福祉公社職員の参加	小・中・高校生の高齢者理解の促進のため実施しているふれあい福祉学習に、福祉公社のサービス提供を通じて蓄積した経験やノウハウを活用し、同時に児童・生徒の視点からの気づき等を職員自身の学びの促進につなげる。 【既に実施中】	デイ、ホームヘルプ	ふれあい福祉学習事業担当
「地域包括ケア推進人材育成センター（仮称）」の運営	福祉公社が蓄積したノウハウと市民社協が把握する地域の活動・人材等の情報を、「地域包括ケア推進人材育成センター（仮称）」の運営に活用する。	ホームヘルプ	地域担当、ボラセン

※権利：権利擁護センター、ホームヘルプ：ホームヘルプセンター武蔵野、社活：社会活動センター、デイ：デイサービスセンター、在支：在宅介護支援センター、北町：北町高齢者センター（以上、福祉公社）、ボラセン：ボランティアセンター武蔵野（以上、市民社協）

(2) ボランティア活動の支援

◇基本的な考え方◇

■社会活動センターの参加者、おとぱサロンの参加者等、地域の人材を支え合いの活動につなげていく。
■ボランティアセンター武蔵野が把握する、活動への意欲を持つ市民を、適切な地域活動等へとマッチングを進める。
■地域福祉に対する市民の関心を高めるため、市民が今まで以上に地域活動情報を取得できる環境を整備する。
■ボランティアから福祉専門職に直ちにつながらずとも、ボランティア活動への継続的な支援により、「まちぐるみの支えあい」の担い手づくりを推進する。（再掲）

＜現状と課題＞

- 居住する地域の課題に関する活動よりも、関心のある特定のテーマを対象とした活動をする人が多い。（地域福祉アンケート報告書 p34）

問９－１（問９で１または２とお答えになった方にお伺いします。）
あなたは、どのような組織、仲間で活動していますか（していましたか）。
（○はいくつでも）

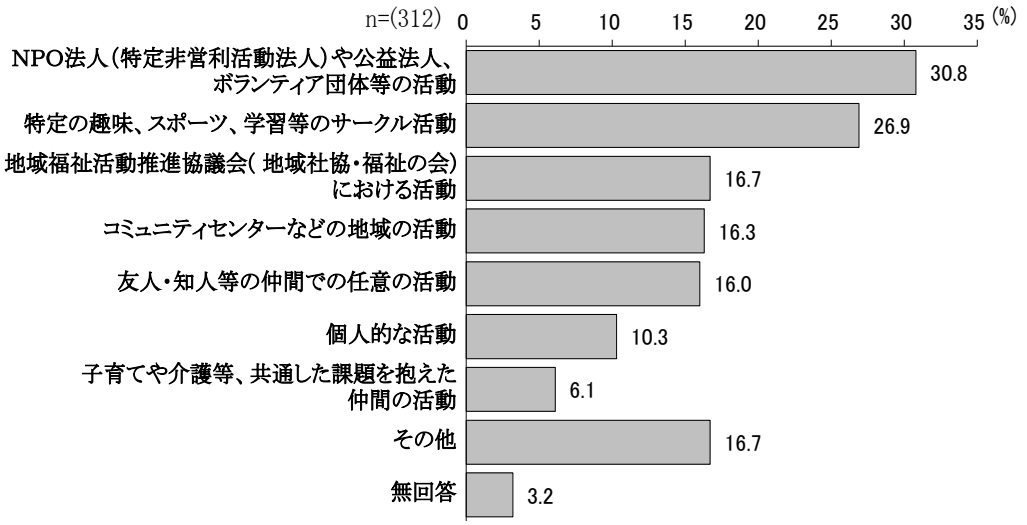

● 「(地域・ボランティア）活動先を知ったきっかけ」は、「家族・友人、近所の人」（34.6%）が最も多く、「市民社協・ボランティアセンター」（8.7%）「ホームページ・広報誌・情報誌等」（7．7%）は少数である。（地域福祉アンケート報告書 p42）

問９－５（問９で１または２とお答えになった方にお伺いします）
活動先をどこから知りましたか。（○はいくつでも）

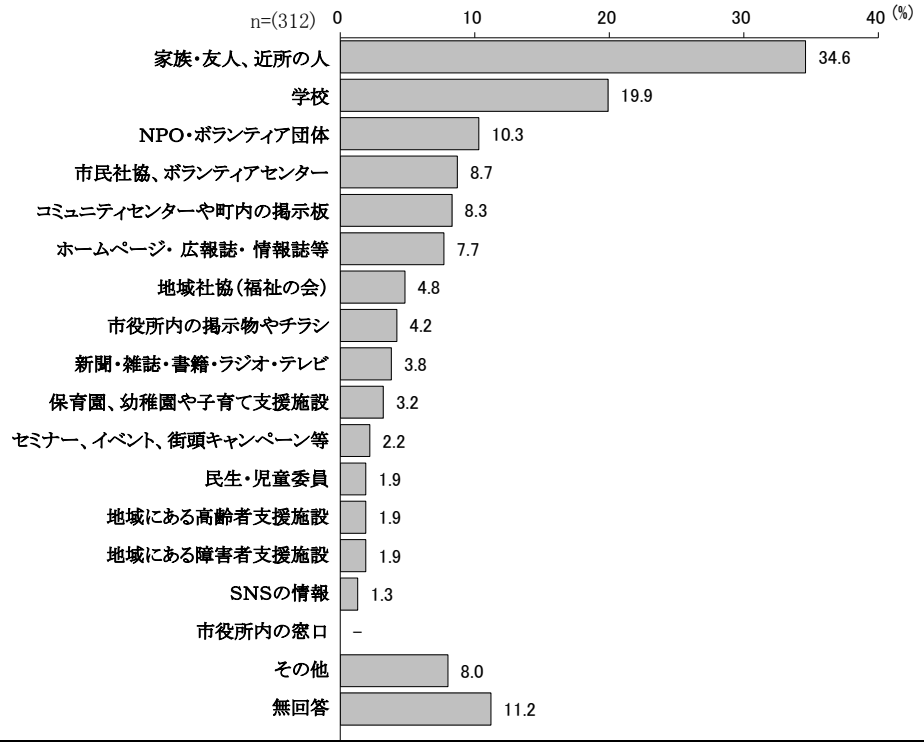

● 「地域・ボランティア活動を活性化させるために行うべき市や市民社協のサポート」では、「ボランティアに関する情報提供を充実する」（55．4%）が最も高く、次いで「ボランティアが活躍できる機会を増やす」（34．3%）となっている。（地域福祉アンケート報告書 p56）

問１１　地域活動やボランティア活動を活性化するために、市や市民社協が行うべきサポートはどのようなものだと思いますか。（○はいくつでも）

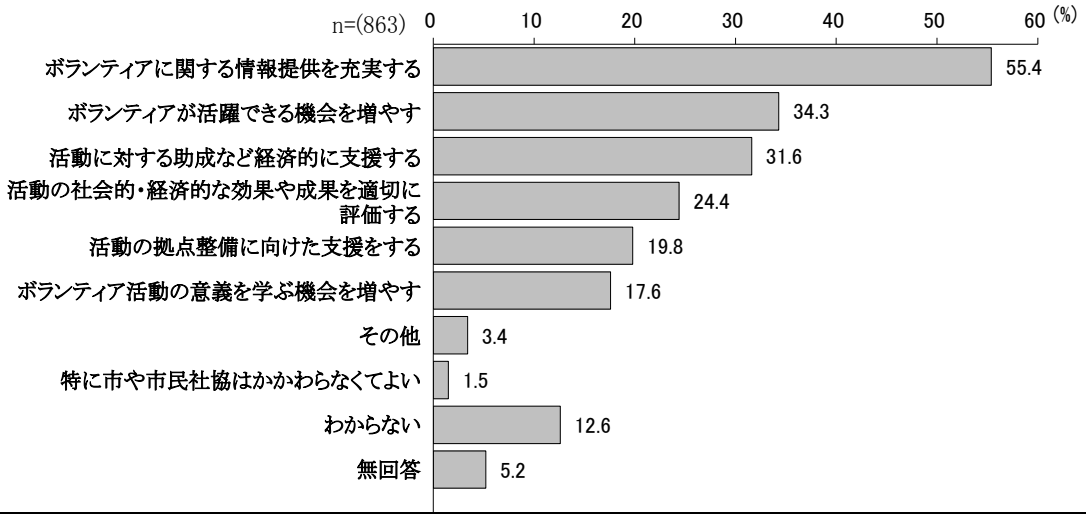

- 地域活動・ボランティア活動に関する効果的な情報提供と活動機会の拡大が求められている。

- ボランティア活動について、今後も「活動したい」と回答している人が３割を超えており、活動を継続できる仕組みや支援体制を構築する必要がある。（地域福祉に関するアンケート報告書 p58）

問１２　現在活動をしている方も含めて全員の方がお答えください。
今後、地域活動やボランティア活動をしたいと思いますか。（○は１つ）

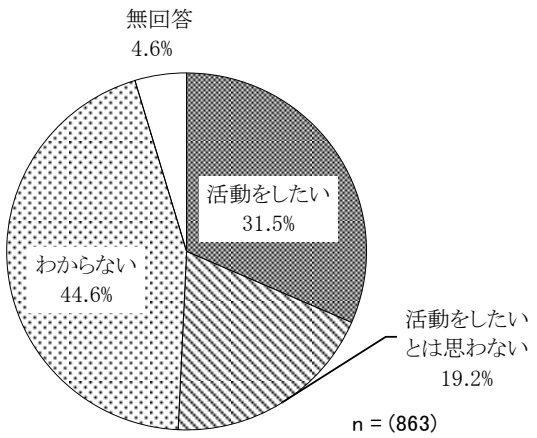

- ボランティア活動で対応可能なことと、ヘルパーなどの福祉専門職でないと対応が困難なことを区分する等、始めるきっかけや継続できる体制の整備が必要である。

◇具体的な連携策◇

連携策	内容	担当部署※	
		福祉公社	市民社協
ボランティアのキャリアアップ支援	ボランティア登録者へ、福祉公社施設での研修案内や施設介護サポーター養成研修等の学習機会の提供及び実地研修を行う。	社活、デイ、北町	ボラセン
宣伝媒体における相互乗り入れの実施（再掲）	両団体の広報手段を共有し、ボランティア活動に意欲のある方への情報発信力強化を図る。	総務課	広報担当
自主活動グループの活動場所の紹介・コーディネート	発表や出展の場を持たない自主活動グループへのイベント情報等の提供	社活	ボラセン
ボランティア入門施設としての「場」と「機会」の提供	高齢者総合センターや北町高齢者センターをボランティア活動の入門施設として位置づけ、ボランティア活動継続者の裾野の拡大を図る。【既に実施中】	デイ、北町	ボラセン

※社活：社会活動センター、デイ：デイサービスセンター、在支：在宅介護支援センター、北町：北町高齢者センター（以上、福祉公社）、ボラセン：ボランティアセンター武蔵野（以上、市民社協）

(3) セーフティネット機能の強化

◇基本的な考え方◇

■公益的団体として、民間事業者等では対応困難なサービスのセーフティネットとしての機能を強化していく。
■家族の扶助機能の低下を補完する地域の互助機能を強化する。
■複合多課題を抱える市民に対し、人的・物的な地域資源と連携を強め、フォーマル・インフォーマルの垣根を越えた包括的な支援を進める。

＜現状と課題＞

- 福祉公社はセーフティネットとされる制度自体を運用し、市民社協はセーフティネットにつながる仕組みや社会的な基盤、合意等を醸成する役割をそれぞれ担っているが、両団体間の相互理解や情報共有には改善の余地がある。

- ボランティアや地域で活動を無理なく継続できる環境を整えるため、地域で生まれたニーズに対し、ボランティアの範疇を超える専門的な支援を必要とする場合には福祉公社の制度へつなげるなどの体制づくりが必要となる。

- 地域における課題は市民社協を中心に把握し、地域住民自身で解決できる範囲のニーズについては解決できるよう支援する。専門的な支援を必要とする場合は福祉公社のフォーマルサービスに円滑につなげられるような仕組み作りが必要である。

◇具体的な連携策◇

連携策	内容	担当部署※	
		福祉公社	市民社協
両団体間の日常的な情報共有の推進	市民社協地域担当が把握し、相談を受けた課題について、福祉公社の専門職と連携しながら適切な関係機関につなぐことを目的に、個別のケースについて両団体の担当者が日常的に情報交換と共有を行う。	在支	地域担当
地域相談会等の合同開催	地域社協等のイベントやサロン活動等に、両団体職員が共に訪問し、地域住民が気軽に相談できる機会を設定する等、機能の充実や窓口のPRを行う。	在支、権利	地域担当
市民社協・地域社協活動への在支の参加	市民社協、地域社協及び福祉団体が小規模に行う活動について、在支が把握することで、フォーマルサービスにつながる機会を増やす。 【既に実施中】	在支	地域担当
福祉用具の使い方や住環境改善等の個別相談受付・助言	福祉団体や市民に、福祉用具の使用方法指導や車いす貸出等を通じ、地域での生活を継続するための情報提供の協働体制を築く。	補助器具	武老連担当、ふれあい福祉学習事業担当、車いす貸出事業担当

※権利：権利擁護センター、在支：在宅介護支援センター、補助器具：補助器具センター、（以上、福祉公社）、
※在宅介護支援センターと補助器具センターは、福祉公社の組織上は在宅介護支援・補助器具センターと位置づけられているが、ここでは便宜上分けている。

(4) 低所得世帯等への包括的支援

◇基本的な考え方◇

■福祉公社が実施する生活困窮者自立相談支援事業、市民社協が実施する生活福祉資金貸付事業をはじめ低所得世帯関連支援事業を一体的に行う。
■支援があることを知るきっかけを提供し、両団体で相談から支援までを包括的に行うことにより、相談者の置かれた状況に応じて適切な支援を提供するとともに、相談者の負担軽減につなげる。

＜現状と課題＞

- 生活費に困った時の相談相手で、最も多いのは「家族・親戚」(56.1%)、次いで「相談しなかった」(22.4%)が続き、「市や市の関係機関」(4.9%)、「市民社協」(2.0%)は少数にとどまっている。(地域福祉に関するアンケート報告書ｐ95)

問１７－２　（問１７で１または２とお答えになった方にお伺いします）
あなたは、生活費に困った時、どこに相談をしましたか。（○はいくつでも）

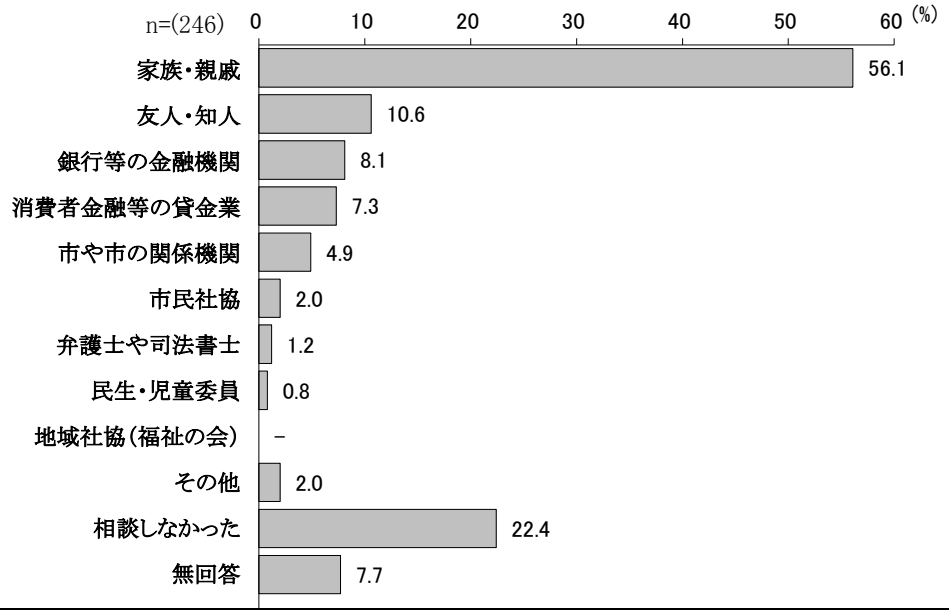

- 生活に困窮していても、他の人に相談できないことが多い。(地域福祉に関するアンケート報告書 p97)
- 生活費に困った時、相談しなかった理由で最も多いのは「極力、自力で対処しようとした」(78.2%)、次いで「相談しても無駄だと思った」(27.3%) となっている。(地域福祉に関するアンケート報告書 p97)

問１７－３　（問１７－２で１1とお答えになった方にお伺いします）
相談しなかった理由は何ですか。（○はいくつでも）

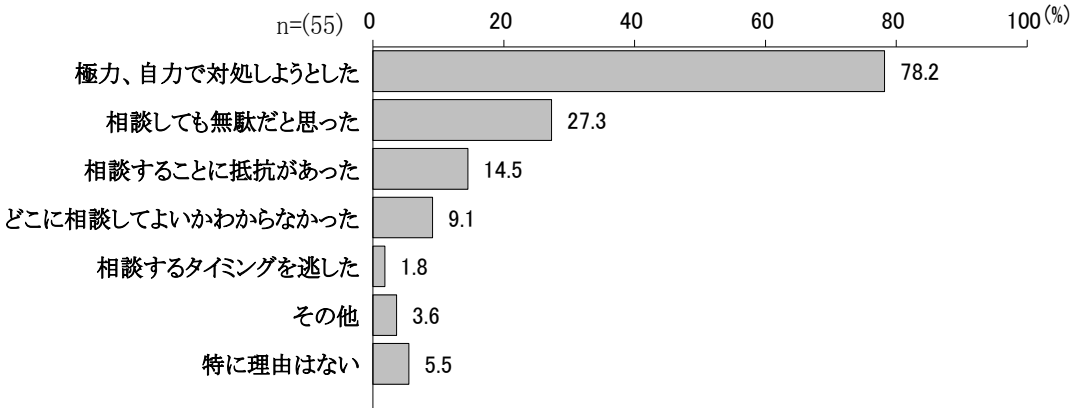

- 生活の悩みを他人に相談することに対する心理的抵抗感が強い場合が多い。(地域福祉に関するアンケート報告書 p25)

問６－１（問６で「10. 相談しない」とお答えになった方にお伺いします）
相談しない理由は何ですか。（○はいくつでも）

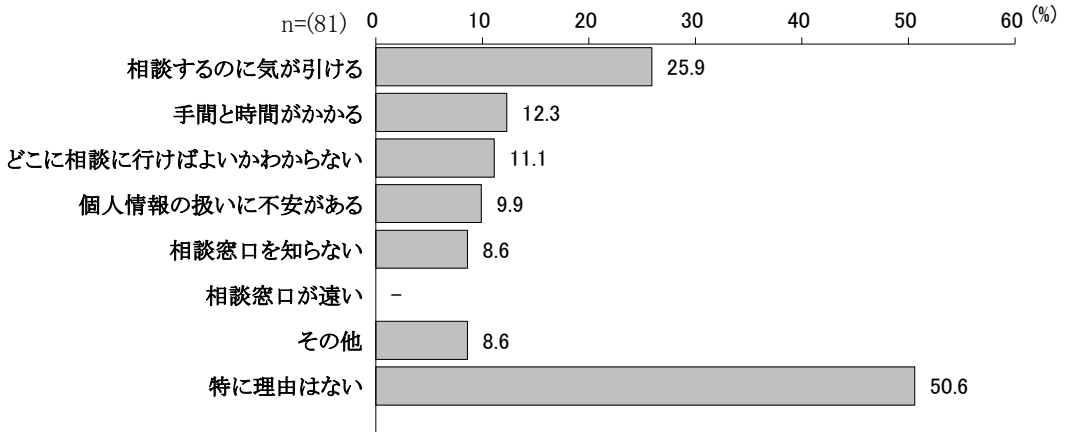

◇具体的な連携策◇

連携策	内容	担当部署※	
		福祉公社	市民社協
低所得世帯等関連支援事業の相談対応の一体的実施	福祉公社が実施する生活困窮者自立相談支援事業・住居確保給付金申請窓口業務等事業と、市民社協が実施する低所得世帯対象の各種援護費支給事業・生活福祉資金貸付・生活資金貸付・入学資金貸付等を、両団体の相談員が共に対応する。相談情報を共有することにより円滑な自立支援及び相談者の負担軽減を図る。 【既に実施中】	権利	貸付事業担当
地域相談会等の合同開催（再掲）	地域社協等のイベントやサロン活動等に、両団体職員が共に訪問し、地域住民が気軽に相談できる機会を設定し、機能の充実や相談窓口のPRを行う。	在支、権利	地域担当

※権利：権利擁護センター、在支：在宅介護支援センター（以上、福祉公社）

(5) 権利擁護における地域連携

◇基本的な考え方◇

■福祉公社の相談窓口では、高齢者の生活の不安や悩みをサポートできることを、市民社協の把握する地域のネットワークを通じて広く伝える。
■振り込め詐欺等の被害から市民の権利財産を守るため、権利擁護事業のＰＲと利用拡大を図る。
■地域福祉の担い手を、地域福祉権利擁護事業生活支援員に登用する等、地域人材を活用した権利擁護体制を構築する。

＜現状と課題＞

- 権利擁護事業を活用している市民の割合が依然として低いため、潜在的なニーズがあると想定される。
（福祉公社平成 28 年度事業報告　附属明細書ｐ17）

４　地域福祉権利擁護事業

年　度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
契約件数	0	0	0	9	36
解約件数	0	0	0	1	2
年度末件数	2	2	2	10	44
うち生活保護受給件数	－	－	－	－	14

※成年後見制度へ移行

５　成年後見事業

（1）成年後見人等就任

（単位：人）

年　度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
成年後見	8	19	11	15	37
保佐	1	1	0	0	9
補助	0	0	0	0	5
後見監督	2	3	0	0	1
年度計	11	23	11	15	52
受任累計	82	105	116	131	183
終了	5	8	9	7	13
終了累計	31	39	48	57	70
年度末受任数	51	66	68	74	113

(2)任意後見

（単位：人）

年　度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
契約締結	0	0	0	0	0
解約または契約者死亡	0	0	1	0	0
現契約者	6	6	5	5	5
監督人選任	0	0	0	0	0
監督人退任	0	0	0	0	0

● サービスの提供が必要と思われる高齢者に対してのサービス案内手段に改善の余地がある。

（福祉公社平成 28 年度事業報告　附属明細書 p 18）

平成28年度開催実績

開催日	会合名		場所	人数
4月　2日	出前老いじたく講座	老いじたくと成年後見制度	御殿山コミュニティセンター	9
4月22日	老いじたく講座	エンディングノートを書こう	福祉公社	7
4月25日	老いじたく講座	成年後見制度について	高齢者総合センター	3
5月18日	老いじたく講座	エンディングノートを書こう	福祉公社	6
5月23日	老いじたく・成年後見相談会		高齢者総合センター	3
5月24日	老いじたく講座	老いじたくの基礎知識	福祉公社	1
5月27日	家族介護教室出前講座	老いじたくと成年後見制度	高齢者総合センター	16
6月16日	老いじたく講座	エンディングノートを書こう	福祉公社	5
6月29日	老いじたく講座	成年後見制度について	市民会館第2学習室	2
7月15日	老いじたく講座	エンディングノートを書こう	福祉公社	8
7月29日	老いじたく講座	老いじたくの基礎知識	福祉公社	3
8月26日	老いじたく講座	成年後見制度について	福祉公社	5
8月28日	出前講座	福祉公社権利擁護事業	プレイス	40
9月　5日	出前講座	老いじたくの基礎知識	本町ｺﾐｾﾝ	18
9月10日	老いじたく・成年後見相談会		かたらいの道市民スペース	5
9月14日	老いじたく講座	エンディングノートを書こう	福祉公社	6
9月14日	出前講座	老いじたくの基礎知識	西久保コミセン	20
9月22日	老いじたく講座	エンディングノートを書こう	福祉公社	※
9月23日	出前講座	老いじたくPR・ミニ相談会	コミュニティカフェ	7
9月26日	老いじたく講座	老いじたくの基礎知識	福祉公社	7
9月30日	出前講座	出前講座	テンミリオンきんもくせい	13
10月20日	老いじたく講座	エンディングノートを書こう	福祉公社	7
10月25日	出前講座	出前講座	高齢者総合センター	5
10月28日	出前講座	成年後見制度について	テンミリオンきんもくせい	13
11月18日	老いじたく講座	エンディングノートを書こう	福祉公社	12
11月27日	出前講座	出前講座	三鷹福音教会	14
11月30日	障害を持つ親のための老いじたく講座		障害者総合センター	13
12月　6日	老いじたく講座	エンディングノートを書こう	福祉公社	8
12月21日	老いじたく講座	成年後見制度について	市民会館第2学習室	5
1月12日	老いじたく講座	エンディングノートを書こう	福祉公社	6
1月20日	老いじたく講座	老いじたくの基礎知識	福祉公社	2
2月10日	老いじたく講座	エンディングノートを書こう	福祉公社	8
2月27日	老いじたく講座	成年後見制度について	福祉公社	2
3月21日	老いじたく講座	老いじたくの基礎知識	高齢者総合センター	6
3月24日	老いじたく講座	エンディングノートを書こう	福祉公社	5

※他行事における不特定多数参加の事業のため、個別集計をしていない。

●市内の振り込め詐欺等被害額が高額で推移しており、市民の権利財産を守る必要がある。（平成 29 年度武蔵野市生活安全計画 P9）

(振り込め詐欺等の被害額の推移)

	24年	25年	26年	27年	28年
振込詐欺等被害額	2億330万5870円	4694万5574円	1億4870万3032円	4億2736万721円	1億7280万2[illegible]円 (カード犯罪含む)

◇具体的な連携策◇

連携策	内容	担当部署※	
		福祉公社	市民社協
地域相談会等の合同開催（再掲）	地域社協等のイベントやサロン活動等に、両団体職員が共に訪問し、地域住民が気軽に相談できる機会を設定し、機能の充実や相談窓口のPRを行う。（老いじたく・成年後見相談会、住民が集まる場での相談受付等）	在支、権利	地域担当
市民後見人の育成	市民社協の把握する地域団体等を対象に、情報発信の場を拡大し、市民後見人の育成につなげる。	権利	広報担当、地域担当

※権利：権利擁護センター、在支：在宅介護支援センター（以上、福祉公社）

２ 人事交流の具体化について

◇基本的な考え方◇

- **事業連携を進め、両団体の強みがさらに発揮され、弱点が克服される土壌づくりを推進する。**
- **両団体の沿革、組織風土の違い、事務事業の内容等を相互に理解し、連携効果の実効性を高めるために必要な人事交流を行う。**

◇具体的な交流策◇

- 両団体の相互理解を深めるため、事業連携推進委員会を常設し、定期的な開催を継続する。
- Ⅲ－１で提示した、両団体が連携して実施することで効果が期待される事業の会議・運営委員会等に、両団体の職員がメンバーとして参加する。
- 福祉公社と市民社協は正職員比率に３倍の開きがあり、市民社協は一人の正職員が多くの事務事業を複合的に担っているため、性急な人事交流は市民社協事務事業の執行に支障をきたす恐れがある。そのため、将来的な派遣による人事交流の実施を視野に入れつつ、双方の職員が蓄積した知見を共有し、事業運営に双方が関与し協働し、新事業を実施する際には、当初から両団体の職員が運営に携わることとする。これらを通じて、双方の長所や短所、補充補完関係を見極めることで、人事交流をより効果的に実施できると考える。
- Ⅲ－１で提示した具体的な連携策について直ちに着手し、その結果、相互派遣（研修派遣）による人事交流を行うことでより効果が見込まれる事業を精査する。

Ⅳ　継続して検討すべき事項

以上、連携すべき事業及び人事交流等について検討を行ったが、今後も継続して検討すべき事項は以下のとおりである。

１ 委員会

福祉公社で設置されている「安全衛生委員会」、「運営監視委員会」「福祉公社の利用者等からの苦情への対応に関する規程に定める第三者委員会（以下、苦情対応第三者委員会)」のうち、安全衛生委員会の共同実施について検討する。苦情対応第三者委員会については、福祉サービスを提供する福祉公社と提供しない市民社協とでは苦情の性質が異なるため、共同実施の効果は見込めない。

労働安全衛生法において、常時使用する労働者が 50 人以上の事業場は衛生委員会を、また、同 100 人以上の事業場は安全委員会を設置しなければならないものとしている。両委員会を設置する場合は安全衛生委員会の設置に変えられるとしている（労働安全衛生法 17 条・18 条・19 条、労働安全衛生法施行令２条)。市民社協は現在、安全委員会及び衛生委員会の設置の義務付けはないが、共同で実施することで、安全及び衛生体制における強化が見込まれる。

２ 給与・処遇

(1)　正規職員

①昇任制度

福祉公社では、職位ごとに果たす役割を明確にしており、個々の職員が必要な能力を身に付け、役割を十分に果たすことで組織の力を高めている。主任職昇任試験制度及び管理職昇任試験制度を設けており、主任職及び管理職の候補者名簿に登載している。登載にあたっては果たすべき役割と求められる能力を身につけるための通信教育の受講と筆記及び面接試験の合格を条件としている。

市民社協での昇任は、面接及び小論文による昇任試験を実施しているが、新たな職位にチャレンジし、求められる能力を発揮するためにも、組織力を高められる昇任制度の構築が必要である。

②給料

福祉公社は、財政援助出資団体に参考に示された給料表、市民社協は、東京都社会福祉協議会事務局の給料表を使用している。各団体の給料表比較のため、新卒採用や中途採用等において主事から課長までの月額給料を試算したところ(平成 27 年 10 月時点)、採用から 30 代前半までは福祉公社の給料月額が高く、それ以降の年代では市民社協の給料月額の方が高い傾向にあった。

給料表を共通のものとする場合、いずれかの団体の給料表を使用するほか、両団体の平均的な給料表を作成する等の方法が考えられる。給料表を移る際は現行格付けの直近上位に格付ける等極端に不利益を被る職員が生じることのないよう検討が必要となる。

③給与制度等

各項目において概ね同一の基準となっているが、初任給基準（職歴加算）、昇給抑制（55歳に達する日以後の最初の３月 31 日を超えた職員の昇給）、地域手当等については、支給割合や抑制の有無において相違がある。また、実施事業及び職種に応じて、福祉公社には当直手当や管理職特別勤務手当が定められており、個別の手当等においても相違する点がある。

平成 30 年１月１日給与改定において、福祉公社では初任給基準の引き下げや中途採用時の経験年数加算の緩和等を実施したところである。これにより両団体の給与制度に新たな相違が発生していることから、事業連携等により給料表を共通のものとする場合は、次の事項について検討の必要がある。

・初任給基準
・経験年数加算
・昇給抑制
・手当（地域手当、当直手当、管理職特別勤務手当）
・昇任時特別昇給
・昇給基準における勤務成績評定の新設

④退職手当

両団体の退職金規程について、ほぼ同内容の規程が設置されているが、設置されている職務の数（課長補佐の有無等）が異なることから区分に応じた加算点数に相違がある。給料表と同様、事業連携により給料表を共通のものとする場合において検討の必要がある。

(2)　嘱託職員

福祉公社では職位毎に給料を設定した嘱託職員を設けていたが、平成 31 年４月１日より労働契約法における有期契約の社員を無期契約へ切り替えることを踏まえ、嘱託職員の雇用形態について見直しが図られた。有期雇用契約である嘱託職員を無期雇用契約である正職員（一般職及び専門職）へと転換し、定期昇給やキャリアパスを設けるなど、新たな正職員として雇用を開始する。

一方、市民社協における嘱託職員は業務に応じ、事務局長及び専門的な業務と一般的な業務に分けられる。雇用期間は１年間としているものの、雇用更新に制限はなく長期雇用が常態化しており、今後、検討を要する事項となっている。

３ 人材育成・研修制度

福祉公社では、係ごとに実施している業務に関する専門研修のほか、部門横断的に研修委員会を組織し、年間研修計画に基づき、事業報告会、情報管理、交通安全、上級救命等のほか、通信教育受講支援など、福祉公社職員として必要な研修を行っている。また、武蔵野市福祉･健康団体連絡会に参加し合同研修の実施や、武蔵野市への派遣研修を行っている。さらに、福祉公社は、平成 30 年４月より職員研修計画に基づき、計画に掲げる「求められる職員像」に近づくための効果的な人材育成に取り組んでいく予定である。

市民社協では、全国社会福祉協議会や東京都社会福祉協議会等が開催する専門研修への参加のほか、都内市区町村社協職員連絡会や、近隣市区町村社協により構成される地区ブロック会議等に参加し、組織運営や業務における課題等をテーマとした研修を企画、実施している。その他、武蔵野市福祉･健康団体連絡会合同研修への参加や、法人内での職員間による情報交換研修等を行っており、市民社協職員としての必要な知識や技術を習得できるよう、今後もこれらの取り組みを継続する予定である。

両団体とも、それぞれの実施事業に対応する専門研修等を行っている。今後、共同開催することがより効果を高める研修等についての検討が必要となる。

Ⅴ　事業連携の進捗管理について

本報告において提示した具体的な連携策については、福祉公社・市民社協それぞれの担当部署ごとに取りまとめ、実施体制を構築して、直ちに実践を開始する。

なお、事業連携推進委員会を常設の委員会とし、年２～３回程度開催し、具体的な連携策の進捗管理を行う。また、Ⅳで挙げた継続して検討すべき事項について、引き続き協議を行うこととする。

進捗管理のイメージ（ＰＤＣＡサイクル）

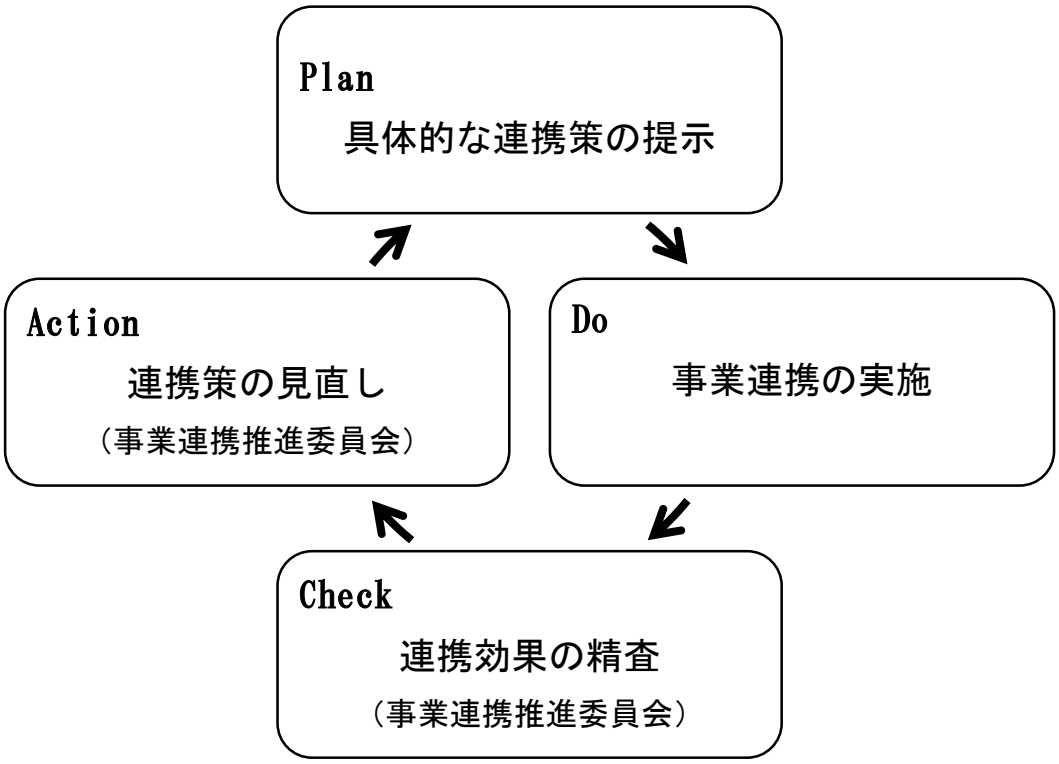

資料編

1　設置要綱

福祉公社と市民社会福祉協議会の事業連携推進委員会設置要綱

（目的及び設置）

第１条　「福祉公社と市民社会福祉協議会の組織のあり方検討委員会報告書」（平成 29 年２月）に示された統合効果の具体化を進め、「市民共助による福祉の推進」に向けて、福祉公社と市民社会福祉協議会（以下「両団体」という。）の連携を推進していくため事業連携推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

⑴　両団体の統合効果の具体化と連携の推進

⑵　その他必要な事項

（組織）

第３条　委員会は、委員６人以内をもって組織する。

２　委員会の委員は、福祉公社理事長及び市民社会福祉協議会会長が任命する。

（任期）

第４条　委員の任期は３年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とし、任期満了に伴う再任を妨げないものとする。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に委員長及び副委員長それぞれ１人を置く。

２　委員長は、福祉公社事務局長の職にある者とし、副委員長は市民社会福祉協議会事務局長の職にあるものとする。

３　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

４　副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

２　委員会は、委員の過半数をもって開催することとする。

（関係者の出席）

第７条　委員会は、審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（報告）

第８条　委員会は、所掌事務の審議結果について、福祉公社理事長及び市民社会福祉協議会会長に報告することとする。

（庶務）

第９条　委員会の庶務は、福祉公社総務課、市民社会福祉協議会事務局において処理する。

（委任）

第 10 条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付　則

この要綱は、平成 29 年５月２日から施行する。

２ 検討経過

開催日	会議名等	協議内容
平成 29 年 ５月 24 日	第１回	(1)連携効果の具体化（案）について (2)人事交流（案）について
平成 29 年 ７月 20 日	第２回	統合効果の実現に向けた両法人の具体的な連携策について
平成 29 年 ９月 27 日	第３回	報告書（案）について
平成 29 年 11 月 22 日	第４回	報告書（案）について
平成 30 年 １月 30 日	第５回	報告書（案）について

◆福祉公社と市民社会福祉協議会の事業連携推進委員会委員

公益財団法人武蔵野市福祉公社　事務局長	◎　森安東光
公益財団法人武蔵野市福祉公社　在宅サービス課長	荒井好美
公益財団法人武蔵野市福祉公社　高齢者総合センター所長	服部哲治
公益財団法人武蔵野市福祉公社　総務課総務主査	新谷まどか
社会福祉法人武蔵野市民社会福祉協議会　事務局長	○　杉田哲朗
社会福祉法人武蔵野市民社会福祉協議会　係長	田村晃一
武蔵野市　健康福祉部地域支援課長	※　山中洋次
武蔵野市　健康福祉部高齢者支援課長	※　山田剛

◎委員長　○副委員長　※オブザーバー

福祉公社と市民社会福祉協議会の事業連携推進委員会報告書

平成 30 年３月

〒180-0001 武蔵野市吉祥寺北町１丁目９番１号
公益財団法人武蔵野市福祉公社（２階）　電話 0422-23-1165
社会福祉法人武蔵野市民社会福祉協議会（１階）電話 0422-23-0701